

◎新潟県告示第95号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
水津漁業協同組合
佐渡市水津898番地
羽吉浜漁業協同組合
佐渡市両津夷98番地60
内浦漁業協同組合
佐渡市両津夷269番地13
内海府漁業協同組合
佐渡市両津夷98番地18
加茂湖漁業協同組合
佐渡市両津夷260番地82
姫津漁業協同組合
佐渡市姫津306番地1
佐渡漁業協同組合
佐渡市両津夷98番地90
- 2 地方卸売市場の名称
佐渡水産物地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県佐渡市春日1番地1先
生鮮水産物及び加工水産物
- 4 認定年月日
令和2年1月17日
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。